

【杉並区保健福祉計画】杉並区地域福祉推進計画（案）・杉並区子ども家庭計画（案）  
・杉並区健康医療計画（案）の修正について

## 1 各計画の案の修正状況

計画案名称	区民等意見 による修正	その他の修正	計
杉並区地域福祉推進計画	5 か所	69 か所	74 か所
杉並区子ども家庭計画	0 か所	22 か所	22 か所
杉並区健康医療計画	0 か所	36 か所	36 か所
計	5 か所	127 か所	132 か所

## 2 各計画（案）の修正一覧

次ページ以降のとおり

（区民等意見による修正は、網掛けで記載。「頁」欄の記載の数は、別紙3の各計画における該当ページ）

(1) 杉並区地域福祉推進計画

※網掛けの部分は、計画に反映させた意見

No	頁	項目	計画案	修正内容	修正理由
1	15	第1章2 (2)	<p>○～略～、地域共生社会の実現に向けた地域福祉分野に関する事業の方向性や、優先的に推進する取組を提示しています。</p> <p>～略～</p> <p>○～略～、取組等を推進させていきます。</p>	<p>○～略～、地域共生社会の実現に向けた地域福祉分野における事業の方向性や、優先的に推進する取組を提示しています。</p> <p>～略～</p> <p>○～略～、取組等を推進していきます。</p>	適切な記述に修正
2	20	第2章1 (2)	<p>○国は、成年後見制度が認知症、知的障害その他の精神上的障害等があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うための重要な手段であるにもかかわらず、利用者が制度を利用するメリットが実感できず、～略～。</p> <p>○この法律では、国は成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を定めることが明記されており、<u>国</u>は平成29(2017)年3月に「第一期成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。</p> <p>～略～</p>	<p>○国は、成年後見制度が、<u>認知症や知的障害</u>、その他の精神上的障害等があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うための重要な手段であるにもかかわらず、利用者が制度を利用するメリットを<u>実感</u>できず、～略～。</p> <p>○この法律には、国は成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を定めることが明記されており、<u>これに基づき</u>国は平成29(2017)年3月に「第一期成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。</p> <p>～略～</p>	適切な記述に修正

No	頁	項目	計画案	修正内容	修正理由
3	21	第2章1 (5)	<p>～略～</p> <p>○区では、杉並区総合計画・実行計画において、区の具体的な取組とSDGsとの対応関係を明示し、世界規模の課題と地域の課題が重なっていることを区民と共有した上で、各計画事業を推進していくこととしています。</p> <p>○このことを踏まえて、本計画においても<u>以下のとおりSDGsの項目</u>と区の実行計画との対応関係を明示するとともに、今後とも世界共通の目標として設定されたSDGsの考え方を軸を一にした取組を進めていきます。</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>○区では、杉並区総合計画・実行計画において、区の具体的な取組とSDGsとの対応関係を明示し、世界規模の課題と地域の課題が<u>連</u>なっていることを区民と共有した上で、各計画事業を推進していくこととしています。</p> <p>○このことを踏まえて、本計画においてもSDGsの<u>目標</u>と区の実行計画との対応関係を明示するとともに、今後とも世界共通の目標として設定されたSDGsの考え方を<u>軌</u>を一にした取組を進めていきます。</p> <p>～略～</p>	適切な記述に修正
4	21	第2章1 (5)	<p>本計画に関連するSDGsのゴールとの関係</p> 	—	記載場所変更のため削除
5	21	第2章1 (4) 注釈	ひきこもり：様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には <u>6ヵ月</u> 以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態	ひきこもり：様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には <u>6か月</u> 以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態	表記の統一による修正
6	22	第2章2 (1)	○区の人口は令和3(2021)年に573,504人となっており、 <u>令和47(2065)年には529,028人になる</u> ことが見込まれます。	○区の人口は令和3(2021)年に573,504人となっており、 <u>令和17(2035)年頃まで微増で推移した後に減少傾向に転じ、令和47(2065)年には529,028人になる</u> ことが見込まれます。	わかりやすくなるよう記述を追加
7	28	第2章3 (1)	平成27年(2015)年度「生活困窮者 <u>支援法</u> 」の施行を受け、～略～。	平成27(2015)年「生活困窮者 <u>自立支援法</u> 」の施行を受け、～略～。	誤記による修正

No	頁	項目	計画案	修正内容	修正理由
8	28	第2章3 (3) 注釈	震災救援所：～略～。区内の小・中学校等 65 <u>カ</u> 所を指定	震災救援所：～略～。区内の小・中学校等 65 <u>か</u> 所を指定	表記の統一による修正
9	29	第2章3 (4)	○～略～、相談件数や申立て支援件数は <u>順調</u> に伸びており、成年後見人や関係機関から寄せられる相談も増えています。 ○～略～、本人を中心とした <u>支援・活動における共通基盤づくり</u> を <u>目指し</u> 、 <u>地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進</u> を図る必要があります。	○～略～、相談件数や申立て支援件数は <u>着実</u> に伸びており、成年後見人や関係機関から寄せられる相談も増えています。 ○～略～、本人を中心とした <u>支援活動</u> に取り組み、 <u>地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進</u> を図る必要があります。	適切な記述に修正
10	36	第3章 施策1 現状と課題	～略～ ○区の相談窓口などには、地域住民から分野を問わない相談等が多数寄せられて <u>おり</u> 、地域の困りごとについては、民生委員・児童委員や地域住民が相談し合い、課題解決に取り組むことができる環境を整えていく必要があります。 ～略～	～略～ ○区の相談窓口などには、地域住民から分野を問わない相談等が多数寄せられて <u>います</u> 。こうした地域の困りごとについて、民生委員・児童委員や地域住民が相談し合い、課題解決に取り組むことができる環境を整えていく必要があります。 ～略～	適切な記述に修正
11	37	第3章 施策1 SDGsの ゴールとの 関係	—	SDGsのゴールとの関係 	記載場所変更による追加
12	38 40	第3章 施策1 事業1 主な取組(5) 所管課	<u>子ども家庭部管理課</u>	<u>地域子育て支援課</u>	組織改正による修正

No	頁	項目	計画案	修正内容	修正理由
13	38	第3章 施策1 事業1 事業の方向性	○地域において日頃からの声のかけ合いや～略～。身近な地域で相談ができる機会や場を増やすとともに、互助の活動や地域の課題について話し合う機会に、地域住民が参加しやすい環境づくりや仕組みの整備に取り組んでいきます。 ～略～	○地域において、日頃からの声のかけ合いや～略～。身近な地域で相談ができる機会や場を増やすとともに、互助の活動や地域の課題についての話し合いに、地域住民が参加しやすくなる環境づくりや仕組みの整備に取り組んでいきます。 ～略～	適切な記述に修正
14	39	第3章 施策1 事業1 主な取組(2)	～略～、地域の協力により家事・介護援助をする「住民参加型のサービス」です。住み慣れた地域で暮らし続けることを目的とした住民参加型の活動であり、様々な機会や媒体を活用し、～略～。	～略～、地域の協力により家事及び介護援助をする「住民参加型のサービス」です。住み慣れた地域で暮らし続けることを目的としており、様々な機会や媒体を活用して、～略～。	適切な記述に修正
15	40	第3章 施策1 事業1 主な取組(3)	～略～。杉並区内全域を第1層、～略～。	～略～。区内全域を第1層、～略～。	表記の統一による修正

No	頁	項目	計画案	修正内容	修正理由
16	41	第3章 施策1 事業1 主な取組(4) コラム	<u>地域包括支援センター（ケア24）担当区域を圏域とする第2層では、身近な地域の支え合い活動を広めるため、地域の住民や活動団体が参画し、その地域ならではの支え合いの仕組みづくりを検討する第2層協議体の設置を進めています。また、地域のネットワークの構築、支え合いによる活動の開発、ニーズと活動とのマッチング、協議体と地域の様々な活動団体や活動者との橋渡し等を役割とする生活支援コーディネーターを各ケア24に配置し、第2層協議体とともに身近な地域の支え合いの取組を推進しています。～略～</u>	<u>地域包括支援センター（ケア24）担当区域（第2層圏域）に配置された第2層生活支援コーディネーターは、地域の様々な活動団体や活動者との橋渡し、支えあいによる活動の開発、ニーズと活動とのマッチング等を行い、その地域ならではの支えあいの仕組みづくりを推進する第2層協議体の設置を進めています。町会、自治会関係者、民生児童委員、NPO法人、社会福祉法人等から構成される第1層協議体は、区内全域を対象とした支えあい活動の普及啓発、関係機関とのネットワーク化を進めています。第1層生活支援コーディネーターは、第1層協議体の調整、地域資源の把握、第2層コーディネーターとの連携・協力等を行い、区内全域の支えあいの仕組みづくりを推進しています。～略～</u>	適切な記述に修正
17	45	第3章 施策1 事業3 主な取組(4)	<u>地域のニーズなどを反映した高齢者向けの企画を実施するNPO法人等の運営団体が区と協定を締結し、協働事業を実施します。ゆうゆう館を高齢者の地域活動の拠点とし、高齢者の知識や経験を活用した協働事業の充実等により利用者ニーズに応えるほか、高齢者の地域活動の活性化を図ります。</u>	<u>ゆうゆう館では、運営団体であるNPO法人等が、区との協定に基づき、高齢者のニーズ等に応じた「いきがい学び」「ふれあい交流」「健康づくり」に関する協働事業を実施します。この協働事業を通じて、高齢者の地域活動の活性化を図ります。</u>	適切な記述に修正
18	45	第3章 施策1 事業3 主な取組(4)	<u>○ゆうゆう館については、これまでの再編の取組の検証等を踏まえ、今後の方針を決定していきます。</u>	<u>○ゆうゆう館については、P84の※参照</u>	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、適切な記述に修正

No	頁	項目	計画案	修正内容	修正理由
19	47	第3章 施策1 事業4 主な取組(1) コラム	<p>～略～、その情報は<u>ご本人の同意のもと、「登録者台帳」として震災救援所運営連絡会、民生委員・児童委員、消防署、警察署などに提供・共有されます。</u>～略～。</p> <p>また、<u>平常時には民生委員・児童委員等が登録者の自宅を訪問し、登録者それぞれの実情に合った具体的な支援を行うため、～略～。</u></p> <p>震災救援所では、<u>災害発生時に迅速な活動ができるよう、登録者台帳や、～略～。</u></p>	<p>～略～、その情報は<u>本人の同意のもと、震災救援所運営連絡会、民生委員・児童委員、消防署、警察署などへ「登録者台帳」として提供・共有します。</u>～略～。</p> <p>また、<u>平時には民生委員・児童委員等が登録者の自宅を訪問し、登録者それぞれの実情に合った具体的な支援を行うため、～略～。</u></p> <p>震災救援所では、<u>災害発生時に迅速な活動ができるよう、登録者台帳や～略～。</u></p>	適切な記述に修正
20	48	第3章 施策1 事業4 主な取組(2)	～略～、震災救援所運営連絡会の役員等に個人情報保護研修を行った上で、 <u>平常時から共有できるような体制を整えます。</u> ～略～。	～略～、震災救援所運営連絡会の役員等に個人情報保護研修を行った上で、 <u>平時から共有できるような体制を整えます。</u> ～略～。	表記の統一による修正
21	48	第3章 施策1 事業4 主な取組(3)	災害発生時、スムーズに災害ボランティアセンターの立ち上げやボランティアコーディネート等が行えるよう、 <u>平常時から～略～。</u> また、～略～、 <u>杉並区社会福祉協議会の職員や災害支援団体と共に、～略～。</u>	災害発生時、スムーズに災害ボランティアセンターの立ち上げやボランティアコーディネート等が行えるよう、 <u>平時から～略～。</u> また、～略～、 <u>災害ボランティアの講座の修了者や災害支援団体と共に、～略～。</u>	適切な記述に修正
22	49	第3章 施策1 事業4 主な取組(3) コラム	杉並区社会福祉協議会（以下 <u>杉並社協</u> ）では、震度5強の地震など大規模災害時に「杉並区災害ボランティアセンター（以下 <u>災害ボラセン</u> ）」を設置する～略～。	杉並区社会福祉協議会では、震度5強の地震など大規模災害時に「杉並区災害ボランティアセンター」を設置する～略～。	表記の統一による修正
23	49	第3章 施策1 事業4 主な取組(3) コラム	<p>【災害に備えた取り組み】</p> <p>～略～</p> <p><u>杉並社協</u>では、<u>災害ボラセン</u>を～略～。</p>	<p>【災害に備えた取り組み】</p> <p>～略～</p> <p><u>杉並区社会福祉協議会</u>では、<u>災害ボランティアセンター</u>を～略～。</p> <p>※同内容他6か所</p>	表記の統一による修正

No	頁	項目	計画案	修正内容	修正理由
24	49	第3章 施策1 事業4 主な取組(3) コラム	【災害に備えた取り組み】 ～略～ 杉並社協では、社協職員と講座修了生を中心に訓練を行っています。 区の関係機関、民生____・児童委員、各震災救援所、近隣町会・自治会にも参加していただき、～略～。	【災害に備えた取り組み】 ～略～ 杉並区社会福祉協議会では、災害ボランティアの講座の修了生を中心に訓練を行っています。 区の関係機関、民生委員・児童委員、各震災救援所、近隣町会・自治会にも参加していただき、～略～。	適切な記述に修正
25	49	第3章 施策1 事業4 主な取組(3) コラム	【災害に備えた取り組み】 定期的に連絡会を行い、平常時からの連携を強化しています。	【災害に備えた取り組み】 定期的に連絡会を行い、平時からの連携を強化しています。	記述を統一するための修正
26	53	第3章 施策2 SDGsの ゴールとの 関係	—	SDGsのゴールとの関係 	記載場所変更による追加
27	53	第3章 施策2 施策指標 指標②	指標の説明 「家庭裁判所が受理している本人の数（12月末時点）」  令和3年度 令和9年度 (単位) 一件	指標の説明 「家庭裁判所が管理している利用者の数（12月末時点）」  令和3年度 令和9年度 (単位) 一人	適切な記述に修正
28	57	第3章 施策2 事業1 主な取組(2)	成年後見制度が、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意向や状況を踏まえた適切な____後見人候補者が選任されるよう支援します。～略～。	成年後見制度を本人らしい生活を送れるための制度として利用できるよう、本人の意向や状況を踏まえた適切な支援を行うことのできる後見人候補者の選任を行います。～略～。	適切な記述に修正



No	頁	項目	計画案	修正内容	修正理由
29	57	第3章 施策2 事業1 主な取組(2) コラム	意思決定支援とは 加齢や疾病などによる認知機能の低下、障害などにより <u>判断能力</u> が不十分な状況にある方などの中には、日常の支援やサービス利用決定に際して、専門職などによる意思決定支援が必要な場合があります。本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う <u>事</u> が原則であり、～略～。	意思決定支援とは 加齢や疾病などによる認知機能の低下、障害などにより <u>判断能力</u> が不十分な状況にある方の中には、日常の支援やサービス利用の決定に際して、専門職などによる意思決定支援が必要な場合があります。本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う <u>こと</u> が原則であり、～略～。	適切な記述に修正
30	58	第3章 施策2 事業1 主な取組(3) コラム	<u>判断能力</u> が十分でなく～略～、地域全体で発見・つなぎ・支援・見守りを行うのが <u>地域連携ネットワークの仕組み</u> です。 <u>地域連携ネットワーク</u> は以下の3つの機能が有機的に連携することにより、構築されています。 ～略～	<u>地域連携ネットワーク</u> は、 <u>判断能力</u> が十分でなく～略～、地域全体で発見・つなぎ・支援・見守りを行う <u>仕組み</u> であり、以下の3つの機能が有機的に連携することにより、構築されています。 ～略～	適切な記述に修正
31	59	第3章 施策2 事業1 主な取組(4)	認知症高齢者の増加等により、後見人等の担い手の確保・育成等が求められているため、 <u>地域に身近な</u> 支援者である区民後見人を養成し、～略～。	認知症高齢者の増加等により、後見人等の担い手の確保・育成等が求められているため、 <u>地域の身近な</u> 支援者である区民後見人を養成し、～略～。	適切な記述に修正
32	60 61	第3章 施策2 事業2 主な取組(6) 所管課	<u>子ども家庭部管理課</u>	<u>子ども家庭支援課</u>	組織改正による修正
33	62 63	第3章 施策2 事業3 主な取組(5) 所管課	<u>子ども家庭部管理課</u>	<u>子ども家庭支援課</u>	組織改正による修正

No	頁	項目	計画案	修正内容	修正理由
34	63	第3章 施策2 事業3 主な取組(1)	～略～。民生委員・児童委員を対象に行う研修について、～略～、委員の希望が反映されるように民生委員・児童委員協議会の意見を聞きながら <u>進めていきます</u> 。また、～略～、地区協議会間や委員同士の交流や <u>連携</u> が深まり、情報共有が図られるように支援します。	～略～。民生委員・児童委員を対象に行う研修について、～略～、委員の希望が反映されるように民生委員・児童委員協議会の意見を聞きながら、 <u>委員活動の充実を図ります</u> 。また、～略～、地区協議会間や委員同士の交流や <u>連携を深め</u> 、情報共有が図られるように支援します。	適切な記述に修正
35	64	第3章 施策2 事業4 事業の方向性	○～略～、世帯や個人が抱える複合的な <u>支援</u> に取り組む相談支援体制を整備します。 ～略～。	○～略～、世帯や個人が抱える複合的な <u>課題</u> に取り組む相談支援体制を整備します。 ～略～。	誤記による修正
36	64 66	第3章 施策2 事業4 主な取組(6) 所管課	<u>子ども家庭部管理課</u>	<u>子ども家庭支援課</u>	組織改正による修正
37	65	第3章 施策2 事業4 主な取組(1)	～略～。 在宅医療・生活支援センターは、～略～ <u>相談支援機関に共有</u> を図り、～略～。	～略～。 在宅医療・生活支援センターは、～略～ <u>相談支援機関と共有</u> を図り、～略～。	適切な記述に修正
38	65	第3章 施策2 事業4 主な取組(4)	(4) 地域ケア会議*45の実施～略～、行政職員及び地域の関係者で構成する____会議において～略～。	(4) 地域ケア会議の実施～略～、行政職員及び地域の関係者で構成する <u>地域ケア会議</u> において～略～。	適切な記述に修正
39	65	第3章 施策2 事業4 主な取組(4) 注釈	<u>地域ケア会議</u> ：～略～	—	No. 38 において、記述を追加したことにより削除

No	頁	項目	計画案	修正内容	修正理由
40	68	第3章 施策2 事業5 主な取組(1)	～略～。 また、ひきこもりの状態にある人には、就労による自立だけではない社会参加を <u>促し</u> 、 <u>孤立しがちな</u> 家族の方へのアプローチとして家族会の開催を支援していきます。	～略～。 また、ひきこもりの状態にある人には、就労による自立だけではない社会参加を <u>促す</u> とともに、 <u>孤立しがちな</u> 家族の方へのアプローチとして家族会の開催を支援していきます。	適切な記述に修正
41	69	第3章 施策2 事業5 主な取組(3)	自立支援センターは、～略～、支援事業の <u>あっせん</u> や健康相談 <u>も</u> 実施しており、～略～。 センターの設置運営は、～略～、地域への十分な情報提供と理解促進に向けた <u>取り組み</u> を進めていきます。	自立支援センターは、～略～、支援事業の <u>あっせん</u> や健康相談 <u>を</u> 実施しており、～略～。 センターの設置運営は、～略～、地域への十分な情報提供と理解促進に向けた <u>取組</u> を進めていきます。	適切な記述に修正
42	70	第3章 施策2 事業5 主な取組(5) 注釈	—	<u>依存症：人が「依存」する対象は様々で、代表的なものに、アルコール・薬物・ギャンブル等があり、このような特定の物質や行為・過程に対して、やめたくてもやめられない、ほどほどにできない状態</u>	わかりやすくなるよう注釈を追加

No	頁	項目	計画案	修正内容	修正理由
43	71	第3章 施策2 事業5 主な取組(5) コラム	<p>ウェルファーム杉並の <u>1階フロア</u>にあるくらしのサポートステーション(くらサポ)や、就労支援センターの若者就労支援コーナー(すぎJOB) <u>・ジョブトレーニングコーナー(すぎトレ) <u>・ハローワークコーナーは生活自立支援、就労支援の相談機関です。</u></u></p> <p>～略～</p> <p><u>こんな不安や～略～ご家族への支援を行っています。～略～。</u></p> <p><u>区的生活自立支援～略～記載しています。「困りごとフローチャート」は 区の施設などどなたでも手に取りやすい場所に順次置いていきます。また、地域の相談役である民生委員・児童委員等をとおし、地域でお困りの方への案内をしています。</u></p>	<p>ウェルファーム杉並の <u>1階</u>にあるくらしのサポートステーション(くらサポ)や、就労支援センターの若者就労支援コーナー(すぎJOB) <u>・ジョブトレーニングコーナー(すぎトレ) <u>・ハローワークコーナーは、生活自立支援と就労支援の相談機関です。</u></u></p> <p>～略～。</p> <p><u>このような不安や～略～家族への支援を行っています。～略～。</u></p> <p><u>また、区的生活自立支援～略～記載しています。「困りごとフローチャート」は、地域の相談役である民生委員・児童委員等をとおして、地域でお困りの方へ案内しています。今後、区の施設など誰でも手に取りやすい場所に順次配置していきます。</u></p>	適切な記述に修正
44	72	第3章 施策2 事業6 事業の方向性	<p>生活保護制度は「<u>困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する</u>」制度であるため、～略～を行っています。また「<u>自立を助長する</u>」ため、<u>自立支援プログラムを有効に活用し、就労による生活の自立や健康の維持・増進など、次世代の育成を支援していきます。</u>～略～。</p>	<p>生活保護制度は<u>困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障する</u>制度であるため、～略～を行います。</p> <p><u>また、自立を助長するため、自立支援プログラムを有効に活用し、就労による生活の自立や健康の維持・増進、次世代の学力向上や健全育成などを支援していきます。</u></p> <p>～略～。</p>	適切な記述に修正
45	74 75	第3章 施策2 事業7 主な取組(2) 所管課	住宅課 <u>高齢者在宅支援課</u>	住宅課 _____	誤記による修正

No	頁	項目	計画案	修正内容	修正理由
46	75	第3章 施策2 事業7 主な取組(1)	障害者の住まいの確保のため、～略～。また、___障害者への支援について__～略～、施設開設後の <u>事業所のサービスの質の向上を図り、～略～。また、障害者が___地域で継続して生活を送るため、～略～。</u>	障害者の住まいの確保のため、～略～。また、 <u>入居する</u> 障害者への支援について、__～略～、施設開設後のサービスの質の向上を図り、～略～。さらに、 <u>障害者が住み慣れた地域で継続して生活を送れるようにするため、～略～。</u>	適切な記述に修正
47	75	第3章 施策2 事業7 主な取組(3)	～略～。 また、～略～、入居支援制度に協力している不動産店の紹介や、～略～。	～略～。 また、～略～、入居支援制度に協力している不動産店の紹介、～略～。	適切な記述に修正
48	76	第3章 施策2 事業8 主な取組(2) 注釈	—	<u>更生保護団体：保護司会のほか、更生保護の活動を行っている組織・団体のこと。杉並区では、杉並区保護司会・杉並区更生保護女性会・杉並区保護観察協会を指す</u>	わかりやすくなるよう注釈を追加
49	76	第3章 施策2 事業8 主な取組(6) 取組項目	生活困窮者に対する <u>伴奏型</u> 支援の実施（くらしのサポートステーション）【再掲】	生活困窮者に対する <u>伴走型</u> 支援の実施（くらしのサポートステーション）【再掲】	誤記による修正
50	76	第3章 施策2 事業8 主な取組(7) 所管課	高齢者在宅支援課 障害者施策課 —	高齢者在宅支援課 障害者施策課 <u>保健サービス課</u>	所管課追加による修正
51	77	第3章 施策2 事業8 主な取組(1) 注釈	協力雇用主：犯罪や非行をした人（刑務所出所者等）の自立及び社会復帰に <u>協力</u> することを目的として、～略～	協力雇用主：犯罪や非行をした人（刑務所出所者等）の自立及び社会復帰を <u>支援</u> することを目的として、～略～	適切な記述に修正

No	頁	項目	計画案	修正内容	修正理由
52	77	第3章 施策2 事業8 主な取組(1) 注釈	東京しごとセンター：東京都が都民の方の雇用や就業を支援するために設置した、～略～	東京しごとセンター：東京都が都民の雇用や就業を支援するために設置した、～略～	表記の統一による修正
53	77	第3章 施策2 事業8 主な取組(2)	～略～BBS 会の区内での発足を目指している保護司会の取組を支援します。～略～。	～略～BBS 会の区内での発足を視野に入れている保護司会等の更生保護団体の取組を支援します。～略～。	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、適切な記述に修正
54	78	第3章 施策2 事業8 主な取組(2) コラム	～略～ ①保護観察 犯罪をした人等に対して、～略～、生活上の助言や就労の援助などを行い、 <u>その立ち直りを助けるものです。</u> ② 生活環境調整 少年院や刑務所に収容されている人が、仮釈放後にスムーズに社会復帰を果たせるよう、帰り先の調査、引受人との話し合い、就労の確保などを行って <u>受け入れ態勢を整えるものです。</u> ～略～	～略～ ①保護観察 犯罪をした人等に対して、～略～、生活上の助言や就労の援助などを行い、 <u>その立ち直りを助けます。</u> ② 生活環境調整 少年院や刑務所に収容されている人が、仮釈放後にスムーズに社会復帰を果たせるよう、帰り先の調査、引受人との話し合い、就労の確保などを行って <u>受入態勢を整えます。</u> ～略～	適切な記述に修正
55	78	第3章 施策2 事業8 主な取組(3) 注釈	保護観察官：～略～を行う社会内処遇の専門家。____	保護観察官：～略～を行う社会内処遇の専門家。 <u>社会内処遇とは、刑務所等の矯正施設で行われる施設内での処遇に対し、施設外（社会の中）で処遇を行うもの</u>	適切な記述に修正
56	79	第3章 施策2 事業8 主な取組(4)	～略～犯罪をした人等の立ち直り____について、区民に広く周知します。	～略～犯罪をした人等の立ち直り <u>支援</u> について、区民に広く周知します。	適切な記述に修正

No	頁	項目	計画案	修正内容	修正理由
57	76 79 106	第3章 施策2 事業8 主な取組(7)	(7) ___福祉サービスの利用支援 ～略～などと連携強化を図り、適切な支援につなげます。 ___	(7)保健医療・福祉サービスの利用支援 ～略～などと連携強化を図り、適切な支援につなげます。また、 <u>薬物依存症等のある人の立ち直りに向けて、保健センターが窓口となつて相談業務を行い、適切な機関へつなぐなどの回復に向けた支援を行います。</u>	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、適切な記述に修正
58	79	第3章 施策2 事業8 主な取組(7) コラム	～略～更生保護活動への理解をより深めるため、区と保護司会 ___が中心となって、～略～。	～略～更生保護活動への理解をより深めるため、区と保護司会 <u>を</u> はじめとする更生保護団体が中心となって、～略～。	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、適切な記述に修正
59	83	第3章 施策3 SDGsの ゴールとの 関係	—	SDGsのゴールとの関係 	記載場所変更による追加
60	84 86	第3章 施策3 事業1 主な取組(6) 所管課	<u>子ども家庭部管理課</u> 児童青少年課	<u>地域子育て支援課</u> 児童青少年課	組織改正による修正
61	85	第3章 施策3 事業1 主な取組(3)	障害者の社会参加を促進するため、身近な地域で様々な人と <u>集える講座・イベントや、バリアフリーの設備～を</u> 図るとともに、障害に理解のある従業員やサポーターがいる店や場を増やす <u>取組</u> など、～略～。	障害者の社会参加を促進するため、身近な地域で様々な人と <u>集える場や講座・イベント等</u> を拡充するとともに、バリアフリーの設備～を <u>図ります</u> 。また、障害に理解のある従業員やサポーターがいる店舗、場を増やす <u>取組を行う</u> など、～略～。	適切な記述に修正
62	87	第3章 施策3 事業1 主な取組(9)	～略～、平成9(1997)年に設置した <u>ものです。</u>	～略～、平成9(1997)年に設置 <u>しました。</u>	適切な記述に修正

No	頁	項目	計画案	修正内容	修正理由
63	88 107	第3章 施策3 事業2 主な取組(2) 該当分野	地域福祉 高齢者	____ 高齢者	誤記による修正
64	89	第3章 施策3 事業2 主な取組(4) 注釈	杉並区シルバー人材センター：区内に居住する <u>おおむね</u> 60歳以上の方で、～略～	杉並区シルバー人材センター：区内に居住する <u>概ね</u> 60歳以上の方で、～略～	表記の統一による修正
65	92	第3章 施策3 事業3 主な取組(3)	～略～、地域共生社会について考えるきっかけをつくることで <u>合いの心の醸成を図っていきま</u> す。	～略～、地域共生社会について考えるきっかけをつくることで <u>合いの心の醸成を図っていきま</u> す。	適切な記述に修正
66	93	第3章 施策3 事業3 主な取組(7)	認知症サポーター*76の養成については、引き続き____講座を～略～	認知症サポーター*76の養成については、引き続き <u>サポーター養成</u> 講座を～略～	適切な記述に修正
67	93	第3章 施策3 事業3 主な取組(7) 注釈	認知症サポーター：～略～、支援する応援者を養成する「 <u>認知症サポーター養成講座</u> 」を受講した人	認知症サポーター：～略～、支援する応援者____	適切な記述に修正
68	93	第3章 施策3 事業3 主な取組(7) 注釈	チームオレンジ：認知症サポーターの中で、さらに <u>ステップアップのための講座を受講した人たちが中心となって、認知症本人やその家族の支援ニーズに沿って支援するチーム</u>	チームオレンジ：認知症サポーター等がチームとなって <u>活動し、認知症の人や家族が安心して暮らせるように支援を行う</u>	適切な記述に修正
69	95	第3章 施策3 事業4 主な取組(3)	苦情調整委員制度は、保健福祉サービスに不満を感じた利用者等からの相談に <u>苦情調整委員が苦情の申立てを含め応じ、問題の解決に向けて対応しています。</u> ～略～。	苦情調整委員制度は、保健福祉サービスに不満を感じた利用者等からの相談 <u>や苦情の申立て</u> で <u>苦情調整委員が受け、問題の解決に向けて</u> 対応しています。～略～。	適切な記述に修正



No	頁	項目	計画案	修正内容	修正理由																																												
70	101	第4章 計画の推進 に当たって	～略～ ○複雑化・多様化が想定される福祉ニーズ～略～。	～略～ ○複雑化・多様化する福祉ニーズ～略～。	適切な記述に修正																																												
71	105	資料編 保健福祉施策において 分野横断的に実施する 事業	推進する事業 地域の見守り体制の充実  事業実現のための主な取組 ICTを活用した高齢者 <u>在格</u> サービスの実施	推進する事業 地域の見守り体制の充実  事業実現のための主な取組 ICTを活用した高齢者 <u>在宅</u> サービスの実施	誤記による修正																																												
72	105	資料編 保健福祉施策において 分野横断的に実施する 事業	<table border="1"> <tr> <td>成年後見制度等の利用促進</td> <td>           制度を必要とする人をつなぐ相談機軸の向上            要配慮決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築            権利保護支援の地域連携ネットワークの推進            成年後見人等の抱い手の確保と育成・支援            成年後見制度等の普及啓発の充実            円滑な制度利用に向けた支援の充実         </td> <td>           地域福祉 障害者 高齢者 健康医療         </td> </tr> </table>	成年後見制度等の利用促進	制度を必要とする人をつなぐ相談機軸の向上 要配慮決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築 権利保護支援の地域連携ネットワークの推進 成年後見人等の抱い手の確保と育成・支援 成年後見制度等の普及啓発の充実 円滑な制度利用に向けた支援の充実	地域福祉 障害者 高齢者 健康医療	<table border="1"> <tr> <td>成年後見制度等の利用促進</td> <td>           制度を必要とする人をつなぐ相談機軸の向上            要配慮決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築            権利保護支援の地域連携ネットワークの推進            成年後見人等の抱い手の確保と育成・支援            成年後見制度等の普及啓発の充実            円滑な制度利用に向けた支援の充実         </td> <td>           地域福祉・ 障害者・ 高齢者・ 健康医療               地域福祉         </td> </tr> </table>	成年後見制度等の利用促進	制度を必要とする人をつなぐ相談機軸の向上 要配慮決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築 権利保護支援の地域連携ネットワークの推進 成年後見人等の抱い手の確保と育成・支援 成年後見制度等の普及啓発の充実 円滑な制度利用に向けた支援の充実	地域福祉・ 障害者・ 高齢者・ 健康医療    地域福祉	誤記による修正																																						
成年後見制度等の利用促進	制度を必要とする人をつなぐ相談機軸の向上 要配慮決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築 権利保護支援の地域連携ネットワークの推進 成年後見人等の抱い手の確保と育成・支援 成年後見制度等の普及啓発の充実 円滑な制度利用に向けた支援の充実	地域福祉 障害者 高齢者 健康医療																																															
成年後見制度等の利用促進	制度を必要とする人をつなぐ相談機軸の向上 要配慮決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築 権利保護支援の地域連携ネットワークの推進 成年後見人等の抱い手の確保と育成・支援 成年後見制度等の普及啓発の充実 円滑な制度利用に向けた支援の充実	地域福祉・ 障害者・ 高齢者・ 健康医療    地域福祉																																															
73	107	資料編 保健福祉施策において 分野横断的に実施する 事業	<table border="1"> <tr> <td>保健福祉サービスの質の向上</td> <td>           福祉サービス第三者評価の推進            社会福祉法人の評価・監査            苦情相談窓口制度の運営            障害分野の福祉人材確保・育成の取組の推進            地域包括支援センター（ケア24）の機能強化            介護人材の確保・定着            保育士等の処遇改善・人材確保支援            在宅医療に関わる人材の育成         </td> <td>           地域福祉 障害者 高齢者 子ども家庭 健康医療         </td> </tr> </table>	保健福祉サービスの質の向上	福祉サービス第三者評価の推進 社会福祉法人の評価・監査 苦情相談窓口制度の運営 障害分野の福祉人材確保・育成の取組の推進 地域包括支援センター（ケア24）の機能強化 介護人材の確保・定着 保育士等の処遇改善・人材確保支援 在宅医療に関わる人材の育成	地域福祉 障害者 高齢者 子ども家庭 健康医療	<table border="1"> <tr> <td>保健福祉サービスの質の向上</td> <td>           福祉サービス第三者評価の推進            社会福祉法人の評価・監査            苦情相談窓口制度の運営            障害分野の福祉人材確保・育成の取組の推進            地域包括支援センター（ケア24）の機能強化            介護人材の確保・定着            保育士等の処遇改善・人材確保支援            在宅医療に関わる人材の育成         </td> <td>           地域福祉・ 障害者・ 子ども家庭 高齢者 健康医療         </td> </tr> </table>	保健福祉サービスの質の向上	福祉サービス第三者評価の推進 社会福祉法人の評価・監査 苦情相談窓口制度の運営 障害分野の福祉人材確保・育成の取組の推進 地域包括支援センター（ケア24）の機能強化 介護人材の確保・定着 保育士等の処遇改善・人材確保支援 在宅医療に関わる人材の育成	地域福祉・ 障害者・ 子ども家庭 高齢者 健康医療	誤記による修正																																						
保健福祉サービスの質の向上	福祉サービス第三者評価の推進 社会福祉法人の評価・監査 苦情相談窓口制度の運営 障害分野の福祉人材確保・育成の取組の推進 地域包括支援センター（ケア24）の機能強化 介護人材の確保・定着 保育士等の処遇改善・人材確保支援 在宅医療に関わる人材の育成	地域福祉 障害者 高齢者 子ども家庭 健康医療																																															
保健福祉サービスの質の向上	福祉サービス第三者評価の推進 社会福祉法人の評価・監査 苦情相談窓口制度の運営 障害分野の福祉人材確保・育成の取組の推進 地域包括支援センター（ケア24）の機能強化 介護人材の確保・定着 保育士等の処遇改善・人材確保支援 在宅医療に関わる人材の育成	地域福祉・ 障害者・ 子ども家庭 高齢者 健康医療																																															
74	108	資料編 保健福祉施策において 分野横断的に実施する 事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th>推進する事業</th> <th>事業実現のための取組</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (福祉への理解促進と差別解消)</td> <td>ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進</td> <td rowspan="2">地域福祉</td> </tr> <tr> <td>心のリアアリーの理解・促進</td> </tr> <tr> <td>福祉教育の推進</td> <td rowspan="2">障害者</td> </tr> <tr> <td>共生社会に向けた関係による合理的配慮の推進</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">未就学児の保育体制の充実</td> <td>認知症サポーター等による認知症の理解促進</td> <td>高齢者</td> </tr> <tr> <td>障害児の発達強化</td> <td rowspan="2">障害者</td> </tr> <tr> <td>療育支援の充実</td> </tr> <tr> <td>地域支援の充実</td> <td>子ども家庭</td> </tr> </tbody> </table>	推進する事業	事業実現のための取組		ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (福祉への理解促進と差別解消)	ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	地域福祉	心のリアアリーの理解・促進	福祉教育の推進	障害者	共生社会に向けた関係による合理的配慮の推進	未就学児の保育体制の充実	認知症サポーター等による認知症の理解促進	高齢者	障害児の発達強化	障害者	療育支援の充実	地域支援の充実	子ども家庭	推進する事業及び事業実現のための主な取組の追加  <table border="1"> <thead> <tr> <th>推進する事業</th> <th>事業実現のための取組</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (福祉への理解促進と差別解消)</td> <td>ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進</td> <td rowspan="2">地域福祉</td> </tr> <tr> <td>心のリアアリーの理解・促進</td> </tr> <tr> <td>福祉教育の推進</td> <td rowspan="2">障害者</td> </tr> <tr> <td>共生社会に向けた関係による合理的配慮の推進</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ヤングケアラー支援の推進</td> <td>認知症サポーター等による認知症の理解促進</td> <td>高齢者</td> </tr> <tr> <td>障害児の発達強化</td> <td rowspan="2">子ども家庭</td> </tr> <tr> <td>療育支援の充実</td> </tr> <tr> <td>地域支援の充実</td> <td>地域福祉</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">未就学児の保育体制の充実</td> <td>認知症サポーター等による認知症の理解促進</td> <td>高齢者</td> </tr> <tr> <td>障害児の発達強化</td> <td rowspan="2">障害者</td> </tr> <tr> <td>療育支援の充実</td> </tr> <tr> <td>地域支援の充実</td> <td>ユニバーサル</td> </tr> </tbody> </table>	推進する事業	事業実現のための取組		ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (福祉への理解促進と差別解消)	ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	地域福祉	心のリアアリーの理解・促進	福祉教育の推進	障害者	共生社会に向けた関係による合理的配慮の推進	ヤングケアラー支援の推進	認知症サポーター等による認知症の理解促進	高齢者	障害児の発達強化	子ども家庭	療育支援の充実	地域支援の充実	地域福祉	未就学児の保育体制の充実	認知症サポーター等による認知症の理解促進	高齢者	障害児の発達強化	障害者	療育支援の充実	地域支援の充実	ユニバーサル	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、記述を追加
推進する事業	事業実現のための取組																																																
ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (福祉への理解促進と差別解消)	ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	地域福祉																																															
	心のリアアリーの理解・促進																																																
	福祉教育の推進	障害者																																															
	共生社会に向けた関係による合理的配慮の推進																																																
未就学児の保育体制の充実	認知症サポーター等による認知症の理解促進	高齢者																																															
	障害児の発達強化	障害者																																															
	療育支援の充実																																																
	地域支援の充実	子ども家庭																																															
推進する事業	事業実現のための取組																																																
ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (福祉への理解促進と差別解消)	ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	地域福祉																																															
	心のリアアリーの理解・促進																																																
	福祉教育の推進	障害者																																															
	共生社会に向けた関係による合理的配慮の推進																																																
ヤングケアラー支援の推進	認知症サポーター等による認知症の理解促進	高齢者																																															
	障害児の発達強化	子ども家庭																																															
	療育支援の充実																																																
	地域支援の充実	地域福祉																																															
未就学児の保育体制の充実	認知症サポーター等による認知症の理解促進	高齢者																																															
	障害児の発達強化	障害者																																															
	療育支援の充実																																																
	地域支援の充実	ユニバーサル																																															

(2) 杉並区子ども家庭計画

No	頁	項目	計画案	修正内容	修正理由
1	15	第2章1 (4)	～略～令和4年(2022年)4月で待機児童5年連続ゼロを実現しています。～略～。	～略～令和5年(2023年)4月で待機児童6年連続ゼロを実現しています。～略～。	適切な記述に修正
2	15	第2章1 (4)	～略～。また、乳幼児の心身の状態や保護者の就労形態に柔軟に対応できる多様な保育サービスを提供していくため、障害児指定園、延長保育、一時預かり事業、病児保育などの拡充を進めてきた結果、「保育園利用者の満足度」は <u>目標とする90%前後となっています。</u> ～略～。	～略～。また、乳幼児の心身の状態や保護者の就労形態に柔軟に対応できる多様な保育サービスを提供していくため、障害児指定園、延長保育、一時預かり事業、病児保育などの拡充を進めてきた結果、「保育園利用者の満足度」は <u>令和3年度時点で90%に達しています。</u> ～略～。	適切な記述に修正
3	16	第2章3	～略～ ○区では、杉並区総合計画・実行計画において、区の具体的な取組とSDGsとの対応関係を明示し、世界規模の課題と地域の課題が重なっていることを区民と共有した上で、各計画事業を推進していくこととしています。 ○このことを踏まえて、本計画においても以下のとおりSDGsの <u>項目</u> と区の取組との対応関係を明示するとともに、今後とも世界共通の目標として設定されたSDGsの考え方と <u>軸</u> を一にした取組を進めていきます。 ～略～	～略～ ○区では、杉並区総合計画・実行計画において、区の具体的な取組とSDGsとの対応関係を明示し、世界規模の課題と地域の課題が <u>連</u> なっていることを区民と共有した上で、各計画事業を推進していくこととしています。 ○このことを踏まえて、本計画においても以下のとおりSDGsの <u>目標</u> と区の取組との対応関係を明示するとともに、今後とも世界共通の目標として設定されたSDGsの考え方と <u>軸</u> を一にした取組を進めていきます。 ～略～	適切な記述に修正
4	16	第2章3	本計画に関連するSDGsの取組 	—	記載場所変更のため削除

No	頁	項目	計画案	修正内容	修正理由
5	29	第3章3 施策1 SDGsの ゴールとの 関係	—	SDGsのゴールとの関係 	記載場所変更 による追加
6	34	第3章3 施策1 事業2 ○児童虐待 件数の推移 (1)	～略～出典： <u>杉並区データ</u>	～略～出典： <u>厚生労働省作成</u>	適切な記述に 修正
7	39	第3章3 施策1 事業4 (4)	～略～ ④住宅確保給付金の支給 ～略～、住宅確保給付金の支給～ 略～。	～略～ ④住宅確保給付金の支給 ～略～、住居確保給付金の支給～ 略～。	誤記による修 正
8	45	第3章3 施策2 SDGsの ゴールとの 関係	—	SDGsのゴールとの関係 	記載場所変更 による追加
9	53	第3章3 施策3 SDGsの ゴールとの 関係	—	SDGsのゴールとの関係 	記載場所変更 による追加
10	67	第3章3 施策4 SDGsの ゴールとの 関係	—	SDGsのゴールとの関係 	記載場所変更 による追加
11	68	第3章3 施策4 事業1 (2)	就学前の教育・保育が充実するよ う、私立 <u>保育園</u> と連携・協力し検 討します。	就学前の教育・保育が充実するよ う、私立 <u>幼稚園</u> と連携・協力し検 討します。	誤記による修 正

No	頁	項目	計画案	修正内容	修正理由
12	70	第3章3 施策4 事業1 ○保育需要率の推移	○保育需要率の推移 <u>区における保育需要率は増加していましたが、鈍化しつつあります。</u>	○認可保育所等の利用児童数及び <u>申込者数の推移</u> <u>認可保育所及び地域型保育事業の利用児童数は、依然増加傾向にあります。また、令和2年度に保育所等利用申込者数が減少に転じていることから、保育需要の増加は鈍化しつつある状況です。</u>	適切な記述に修正
13	71	第3章3 施策4 事業2 (1)	心理専門職や区立保育園の園長経験者が各保育施設を訪問し、保育士のスキルアップや保育内容、 <u>保育環境の向上に向けた助言や相談</u> を行います。	心理専門職や区立保育園の園長経験者が各保育施設を訪問し、保育士のスキルアップや保育内容、 <u>保育環境の向上に向けた助言や相談</u> を行います。	適切な記述に修正
14	71	第3章3 施策4 事業2 (2)	～略～。中核園の取組を実施するに当たっては、中核園 <u>_____</u> を補佐する区立保育園が、企画・運営に参画するとともに、職員交流や研修等における職員の応援、園庭開放などの協力をを行い、より充実した取組につなげていきます。	～略～。中核園の取組を実施するに当たっては、中核園 <u>の取組</u> を補佐する区立保育園が、企画・運営に参画するとともに、職員交流や研修等における職員の応援、園庭開放などの協力をを行い、より充実した取組につなげていきます。	適切な記述に修正
15	71	第3章3 施策4 事業2 (3)	①保育士等の処遇改善 国の処遇改善等加算金や都のキャリアアップ補助金を活用して、保育士等の給与アップを図ります。	①保育士等の処遇改善 国の処遇改善等加算金や都のキャリアアップ補助金を活用し、 <u>保育士等の給与アップ</u> を図ります。	適切な記述に修正
16	75	第3章3 施策4 事業4 ○学童クラブ需要率の推移	令和3年 <u>25.5%</u>	令和3年 <u>25.0%</u>	誤記による修正

No	頁	項目	計画案	修正内容	修正理由
17	79	第3章3 施策5 SDGsの ゴールとの 関係	—	SDGsのゴールとの関係 	記載場所変更 による追加
18	92	第4章②1 (2)③ア	差引 (B-A) 令和5 (2023) 年度 <u>575</u>	差引 (B-A) 令和5 (2023) 年度 <u>572</u>	誤記による修 正
19	92	第4章②1 (2)③ア	差引 (B-A) 令和6 (2024) 年度 <u>367</u>	差引 (B-A) 令和5 (2024) 年度 <u>363</u>	誤記による修 正
20	93	第4章②1 (2)③イ	差引 (B-A) 令和5 (2023) 年度 <u>1322</u>	差引 (B-A) 令和5 (2023) 年度 <u>1320</u>	誤記による修 正
21	93	第4章②1 (2)③イ	差引 (B-A) 令和6 (2024) 年度 <u>937</u>	差引 (B-A) 令和6 (2024) 年度 <u>935</u>	誤記による修 正
22	93	第4章② ＜確保策の 推進等に当 たつての基 本的な考え 方＞	～略～○私立認可保育所等に対し ては、引き続き、運営費等の一部 補助や保育士等の処遇改善・人材 確保支援に取り組むほか、次のと おり保育の質を確保する取組を進 めていきます。 <u>【保育の質の確保 に向けた主な取組】</u> ・各保育施設 に対する巡回訪問・指導（区立保 育園園長経験者による巡回訪問、 <u>医師・心理専門職による巡回指 導</u> ）・区立保育園における中核園 （令和2年(2020年)4月に7地域 で1園ずつ7園を指定。令和5年 (2023年)4月に <u>10園</u> に指定拡 大)による地域の保育施設間の連 携・情報共有等～略～	～略～○私立認可保育所等に対し ては、引き続き、運営費等の一部 補助や保育士等の処遇改善・人材 確保支援に取り組むほか、次のと おり保育の質を確保する取組を進 めていきます。・各保育施設に対 する巡回訪問・指導（区立保育園 園長経験者による巡回訪問、心理 専門職による巡回指導）・区立保 育園における中核園（令和2年 (2020年)4月に7地域で1園ずつ 7園を指定。令和5年(2023年)4 月に <u>10園</u> に指定拡大)による地域 の保育施設間の連携・情報共有等 ～略～	誤記による修 正

(3) 杉並区健康医療計画

No	頁	項目	計画案	修正内容	修正理由
1	18	第2章3 (1)	～略～ 国は、この健康日本21（第二次）の計画期間を令和5（2023）年__まで1年間延長し、令和6（2024）年度を始期とする次期プランについて、令和5（2023）年春頃を目途に公表予定としています。	～略～ 国は、この健康日本21（第二次）の計画期間を令和5（2023）年度まで1年間延長し、令和6（2024）年度を始期とする次期プランについて、令和5（2023）年春頃を目途に公表予定としています。	適切な記述に修正
2	19	第2章5	～略～。このことを踏まえて、本計画においても <u>以下のSDGs</u> の目標と～略～。	～略～。このことを踏まえて、本計画においてもSDGsの目標と～略～。	適切な記述に修正
3	19	第2章5	健康医療分野に関連する3つの目標   	—	記載場所変更のため削除
4	20	第2章6 (2)	若年層は、減少傾向、高齢者は、増加傾向となっています。～略～	若年層、高齢者ともに、増加傾向となっています。～略～	適切な記述に修正
5	21	第2章6 (3)	<u>19歳未満の人口数と59歳以下の人口数では、各年齢階級で比較すると、おおよそ2倍の差</u> となっています。～略～。	<u>0歳以上19歳以下の各年齢階級別人口数は、20歳以上59歳以下の各年齢階級別人口数のおおよそ2分の1</u> となっています。～略～。	適切な記述に修正
6	23	第2章6 (7)	表中の単位 %	表中の単位 歳	誤記による修正
7	24	第2章6 (8)	表中の単位 %	表中の単位 ___（単位なし）	誤記による修正
8	31	第3章2 施策1 SDGsの ゴールとの 関係	—	<u>SDGsのゴールとの関係</u>  	記載場所変更による追加

No	頁	項目	計画案	修正内容	修正理由
9	41	第3章2 施策1 事業5 (4) 所管課	地域子育て支援担当課	地域子育て支援課	組織改正による修正
10	45	第3章2 施策2 SDGsの ゴールとの 関係	—	SDGsのゴールとの関係 	記載場所変更による追加
11	45	第3章2 施策2 成果指標の 現状と目標 値 (1)	単位 人	単位 「—」（空欄でなく — を表記）	適切な記述に修正
12	53	第3章2 施策3 SDGsの ゴールとの 関係	—	SDGsのゴールとの関係 	記載場所変更による追加
13	67	第3章2 施策4 SDGsの ゴールとの 関係	—	SDGsのゴールとの関係 	記載場所変更による追加
14	81	第4章1 (4) 図表1 区分 男性	～略～ ④ 女性の自殺者数の約 <u>1.7</u> 倍である	～略～ ④ 女性の自殺者数の約 <u>2</u> 倍である	表記の統一による修正
15	81	第4章1 (4) 図表1 区分 女性	～略～ ③ 自殺の原因・動機は、 <u>男女問題</u> が多い ～略～	～略～ ③ 自殺の原因・動機は、 <u>健康問題</u> が多い ～略～	表記の統一による修正

No	頁	項目	計画案	修正内容	修正理由
16	81	第4章1 (4) 図表1 区分 若年層 (39歳以下)	～略～ ② 女性の <u>30歳代までの自殺割合が高い</u>	～略～ ② 女性の <u>20歳代で自殺者数が増加している</u>	表記の統一による修正
17	85	第4章1 (7)	～略～ ③自殺未遂者への支援の強化 自殺未遂者は再び自殺する可能性が高いことから、再度の自殺を防ぐための取組が必要です。～略～。	～略～ ③自殺未遂者への支援の強化 自殺未遂者は再び自殺を <u>試みてしまう</u> 可能性が高いことから、再度の自殺を防ぐための取組が必要です。～略～。	表記の統一による修正
18	85	第4章1 (8)	過去5年間の自殺者数の合計に基づき、令和3(2021)年に、いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)が分析した～略～。	過去5年間の自殺者数の合計に基づき、令和4(2022)年に、いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)が分析した～略～。	誤記による修正
19	90	第4章3 (2) ① [2] 所管課	～略～、 <u>地域子育て支援担当</u> 、 <u>子ども家庭支援担当</u> 、～略～	～略～、 <u>地域子育て支援課</u> 、 <u>子ども家庭支援課</u> 、～略～	組織改正による修正
20	92	第4章3 (2) ③ [6] 所管課	<u>子ども家庭支援担当</u>	<u>子ども家庭支援課</u>	組織改正による修正
21	94	第4章3 (3) ① [1] 概要	障害者地域相談支援センター(すまいる)での_____プログラムや障害者団体等の催し物等を活用し、障害者の孤立を予防します。	障害者地域相談支援センター(すまいる)での <u>電話による相談やプログラム</u> 、 <u>障害者団体等の催し物等</u> を活用し、障害者の孤立を予防します。	適切な記述に修正
22	95	第4章3 (3) ① [4] 所管課	<u>子ども家庭支援担当</u>	<u>子ども家庭支援課</u>	組織改正による修正
23	97	第4章3 (3) ② [5] 注釈	フォントの変更(明朝→ゴシック) デートDV：～略～	デートDV：～略～	表記の統一による修正



No	頁	項目	計画案	修正内容	修正理由
24	98	第4章3 (3) ③ [3] 概要	職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため、小規模事業所で働く人を対象に、ストレスチェックの <u>配布</u> や、相談先の周知を行います。自らの心の状態を知り、早期に対応することを促すことで、うつ病・うつ状態の予防を図ります。	職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため、小規模事業所で働く人を対象に、ストレスチェックの <u>活用</u> や、相談先の周知を行います。自らの心の状態を知り、早期に対応することを促すことで、うつ病・うつ状態の予防を図ります。	表記の統一による修正
25	98	第4章3 (3) ③ [4] 所管課	<u>地域子育て支援担当、子ども家庭支援担当</u> 、～略～	<u>地域子育て支援課、子ども家庭支援課</u> 、～略～	組織改正による修正
26	98	第4章3 (3) ③ [5] 所管課	<u>地域子育て支援担当、子ども家庭支援担当</u> 、～略～	<u>地域子育て支援課、子ども家庭支援課</u> 、～略～	組織改正による修正
27	105	資料編1 分野1-1 【目標】がんによる死亡を減らす	指標 がんの75歳未満年齢調整死亡率 目標値(A) 男性 92.1人 女性 51.4人 現状値(B) 男性 79.6人 女性 52.6人 ～略～ 目標値(D) 男性 67.9人 女性 49.2人 ～略～	指標 がんの75歳未満年齢調整死亡率 目標値(A) 男性 92.1__ (単位なし) 女性 51.4__ 現状値(B) 男性 79.6__ 女性 52.6__ ～略～ 目標値(D) 男性 67.9__ 女性 49.2__ ～略～	適切な記述による修正

No	頁	項目	計画案	修正内容	修正理由
28	106	資料編1 分野1-1 【目標】メタボリックシンドロームの該当者を減らす	指標 特定保健指導対象者割合の減少率（平成20年度比） 現状値（B） 24.80%	指標 特定保健指導対象者割合の減少率（平成20年度比） 現状値（B） <u>24.8%</u>	誤記による修正
29	107	資料編1 分野1-2【目標】適正な質と量の食事をとる人を増やす	<u>食事</u> <u>増やす</u>	<u>食事</u> <u>増やす</u>	誤記による修正
30	108	資料編1 分野1-2 【目標】適正な体重を維持している人を増やす	<u>維持</u> <u>増やす</u>	<u>維持</u> <u>増やす</u>	誤記による修正
31	108	資料編1 分野1-2 【目標】身体活動・運動を増やす	指標 習慣的に運動している子ども割合 目標値（D） <u>中学2年</u> <u>増やす</u>  <u>増やす</u>	指標 習慣的に運動している子ども割合 目標値（D） _____ _____ <u>中学2年</u> <u>増やす</u>	誤記による修正
32	110	資料編1 分野3 【目標】むし歯のない人を増やす	指標 3歳のむし歯のない者の割合 現状値（B） <u>94 %</u>	指標 3歳のむし歯のない者の割合 現状値（B） <u>94.1%</u>	誤記による修正

No	頁	項目	計画案	修正内容	修正理由
33	111	資料編 1 分野 3 【目標】何でも噛んで食べることができる人を増やす	指標 80歳で20本以上自分の歯を持つ者の割合 現状値(B) <u>82.1%</u>	指標 80歳で20本以上自分の歯を持つ者の割合 現状値(B) <u>82.3%</u>	誤記による修正
34	117	資料編 2 (4)	区の男女別年代別自殺者数は、 <u>男女共に 50 歳代が最も多く、次いで 20 歳代、30 歳代、40 歳代の順に多くなっています。</u>	区の男女別年代別自殺者数は、 <u>男性では 50 歳代が最も多く、次いで 30 歳代、40 歳代の順に多くなっています。女性では 20 歳代が最も多く、次いで 30 歳代、60 歳代の順に多くなっています。</u>	表記の統一による修正
35	121	資料編 2 (11)	男女別職業別自殺者数の割合では、 <u>全国及び東京都と比較して、男性は失業者の割合が大きく、女性は被雇用者及びその他無職者の割合が大きくなっています。</u>	男女別職業別自殺者数の割合では、 <u>全国及び東京都と比較して、男女ともに被雇用者及びその他無職者の割合が類似又はやや大きくなっています。</u>	表記の統一による修正
36	122	資料編 2 (13)	<u>男女別原因・動機別自殺者数の割合では、全国、東京都と比較して、男性は経済・生活問題、女性は男女問題の割合が大きくなっています。</u>	<u>原因・動機別の割合では、全国、東京都と比較して、男性は経済・生活問題の割合が大きく、女性は経済・生活問題がやや小さく、男女問題がやや大きい割合となっています。</u>	表記の統一による修正